

# 外国人労働者の在留管理について

---

令和2年6月  
出入国在留管理庁

# 外国人労働者の在留管理の概要①

## ○ 中長期在留者

・次のいずれにも当てはまらない外国人を中長期在留者といい、外国人労働者は基本的に中長期在留者である。

- ①「3月」以下の在留期間の者, ②「短期滞在」の者, ③「外交」又は「公用」の者,
- ④ ①から③の外国人に準じる者として法務省令で定める者, ⑤特別永住者, ⑥在留資格を有しない者



## ○ 在留カード

- ・中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格変更許可、在留期間更新許可などの在留に係る許可に伴って交付される。
- ・在留カードには、身分事項、在留資格、在留期間(満了日)、就労の可否など、在留管理に必要な情報が記載されているほか、偽変造防止対策の一つとしてICチップが搭載されている。



## ○ 線の管理(情報の継続的な把握)

- ・在留外国人に、住居地や、所属機関等に関する届出を行わせることで、在留諸申請(点)だけでなく中長期在留者に係る情報を継続的に把握できる。



## ○ 利便性の向上

- ・最長の在留期間が、従来の「3年」から「5年」に
- ・「みなし再入国許可」制度の導入(出国後1年以内に再入国する場合、再入国許可が不要)



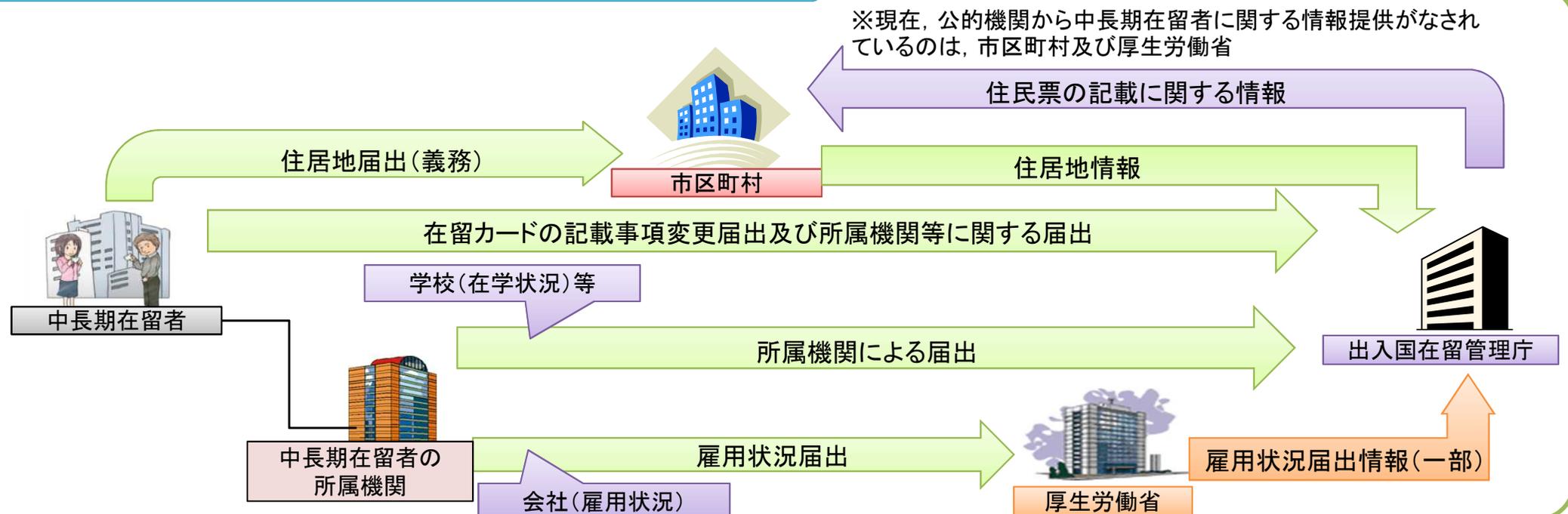
# 外国人労働者の在留管理の概要②

## 中長期在留者に関する各種届出

- 1 住居地に関する届出(住居地を定めた日から14日以内に市区町村の長を通じて出入国在留管理庁長官に届出)
- 2 住居地以外の届出(事由が発生した日から14日以内に出入国在留管理庁長官に届出)
  - (1)在留カードの記載事項(氏名等)の変更届出
  - (2)所属機関等に関する届出
- 3 所属機関による届出(出入国在留管理庁長官に届出)  
(特定技能所属機関及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条第1項の届出を行う事業主を除く)
- 4 特定技能所属機関及び登録支援機関による届出(出入国在留管理庁長官に届出)



## 中長期在留者に係る在留期間の途中における在留情報の流れ



# 特定技能所属機関等の届出を活用した「線の管理」

## 1 届出を通じ、特定技能外国人の活動状況及び特定技能所属機関の受入れ状況等を切れ目なく把握

随時届出（入管法第19条の18第1項）  
（届出事由が生じた際に届出）

- 雇用契約の変更及び変更後の内容
- 雇用契約の終了及び終了の事由  
（経営上の都合，行方不明，死亡，自己都合退職等）
- 受入れることが困難になったときの事由
- 特定技能外国人に関する不正又は著しく不当な行為
- 1号特定技能外国人支援計画の変更事項等 など

定期届出（入管法第19条の18第2項等）  
（年に4回（四半期ごとに）届出）

- 特定技能外国人の受入れ状況  
（氏名・国籍・生年月日，活動場所・活動日数等）
- 1号特定技能外国人支援計画の実施状況
- 特定技能外国人の報酬の支払状況等
- 健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の適用状況等
- 特定技能外国人の受入れに要した費用 など

## 2 把握した届出情報を基として、特定技能雇用契約等の基準適合性を継続的に確認

- 特定技能雇用契約や支援計画の変更時等の基準適合性確認
- 特定技能雇用契約の終了時，受入れ困難時の不適切行為の有無の確認
- 給与の支払額，活動日数の適正性の確認
- 1号特定技能外国人支援計画の実施の有無の確認 など

必要に応じ、特定技能外国人，特定技能所属機関等関係者の聴取  
特定技能所属機関等に対する実地調査 により，事実を確認

## 3 問題が確認された場合は指導・助言，改善命令又は関係機関への通報を実施し，受入れを適正化

**ポイント** 賃下げ等，特定技能外国人に係る状況の変化を迅速に察知  
定点観測的に所属機関による受入れ状況の全体像を把握 → 他の在留資格と比較して，所属機関側の不適切な受入れの早期把握及び改善が容易に

# 在留資格の取消しについて

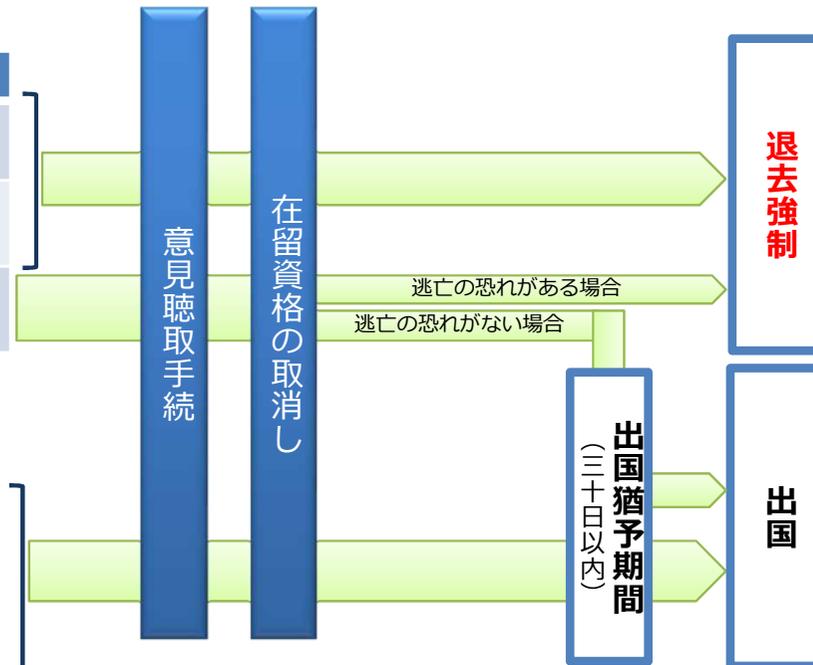
## 取消事由

### より悪質性が高いもの

法第22条の4第1項	概要
1号	上陸拒否事由に該当しないものと偽り、上陸許可を受けたこと
2号	1号のほか、偽りその他不正の手段により上陸許可等を受けたこと
5号 (平成29年1月新設)	在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること

### その他

法第22条の4第1項	概要
3号	1号・2号のほか、不実記載の文書の提出により上陸許可等を受けたこと
4号	偽りその他不正の手段により、退去強制手続又は難民認定手続における在留特別許可を受けたこと
6号	別表第1の在留資格をもって在留する者が在留資格に応じた活動を3月(高度専門職2号は6月)以上行わないで在留していること
7号	日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の在留資格を有する者が在留資格に応じた活動(配偶者の身分を有する者としての活動に限る。)を6月以上行わないで在留していること
8号	上陸許可等を受けて新たに中長期在留者となった者が90日以内に住居地の届出をしないこと
9号	中長期在留者が届出住居地から退去した場合で、90日以内に新住居地の届出をしないこと
10号	中長期在留者が虚偽の住居地を届け出たこと



**罰則**  
(法第70条第1項第3、3の2、3の3号)

○法22条の4第1項により在留資格を取り消された者で本邦に残留するもの

○法22条の4第1項(第5号に係るものに限る)により在留資格を取り消された者で本邦に残留するもの

○法22条の4第7項本文の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの ↓  
**(3年以下の懲役若しくは禁固若しくは300万円以下の罰金等)**

在留資格取消件数(取消し事由別)

	1号	2号	旧3号	3号	5号	6号	7号	9号	10号	1号と旧3号並立	1号と3号並立	3号と10号並立	5号と6号並立	5号と9号並立	6号と9号並立	合計
H28	30	57	52	43		80	32									294
H29	19	66	28	52	25	172	23									385
H30	23	100	22	44	216	384	29		1		2	1	1	1	8	832
H31・R1	42	91	9	20	376	430	22	1		1			1			993

(注1) 平成28年改正入管法により旧第2号及び旧第3号が現行の第2号に統合されたが、平成29年1月1日より前に受けた上陸許可等については、旧第3号の適用がある。

(注2) 第3号の平成28年の数値は、平成28年改正入管法施行前の「第4号」の数値である。

## 取消事由第5号の追加

(平成29年1月1日改正入管法施行)

従来、正当な理由なく在留資格に応じた活動を継続して3月以上行わずに在留している場合でなければ在留資格を取り消すことができなかったところ、法改正により新たな取消事由「5号」が創設され、正当な理由なく在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合も在留資格を取り消すことができるようになった。「5号」により取り消す場合、当該外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるときは、出国期間を指定せず退去強制手続に移行する。

## 事実の調査体制の強化

(平成29年1月1日改正入管法施行)

在留資格取消に係る事実の調査（実地調査ほか）について、従来の入国審査官に加えて、入国警備官も行うことができるようになり、事実の調査体制が強化された。

## 取消件数の増加

除籍・退学後に所在不明となる留学生や失踪技能実習生の増加を背景として、上記2点の在留資格取消手続の強化策が奏功し、平成30年以降、在留資格取消件数は大きく増加している。

平成29年の取消件数から、事例の紹介とともに毎年公表している。

在留資格取消件数の推移							(単位：件)
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
在留資格 取消件数	269	286	306	294	385	832	993

## 偽装滞在者等の特定

(外国人雇用状況届出事項の変更)

令和2年3月の改正厚生労働省令の施行により、外国人雇用状況届出の届出事項に在留カード番号が追加された。このことにより、厚生労働省から提供を受ける同届出に係る情報と入管庁が保有する外国人に係る情報をより正確に突合できるようになった。同情報を基に就労状況の正確な把握や効率的な摘発のための偽装滞在者等の特定を進めている。

# 外国人雇用状況届出情報の更なる活用に向けた取組み

## 外国人雇用状況届出事項への在留カード番号の追加

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策  
(平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承)

法務省が把握する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案等について、両省間で情報共有を行い、雇用主に対して届出義務を着実に履行させるための取組を推進する。また、外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報を両省間で情報共有し、法務省の有する情報と突合を行うこと等により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図ることとし、平成31年度中に所要の措置を講ずることを目指す。

### 対応

- 令和2年3月、外国人雇用状況届出事項に在留カード番号を追加  
厚生労働省令(労働施策総合推進法施行規則)の改正, 所要のシステム改修を実施
- 令和2年4月、在留カード番号を含む外国人雇用状況届出情報を厚生労働省から法務省へ提供

## 外国人雇用状況届出情報・在留管理情報に係る情報連携のオンライン化

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)  
(令和元年12月20日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承)

- 令和2年3月から在留カード番号が追加される外国人雇用状況届出情報を活用して、外国人の就労状況の正確な把握、効率的な摘発のための偽装滞在者等の特定を進める。  
また、法務省が保有する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、外国人雇用状況届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図るため、法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報をオンラインで連携する検討を進める。

### 対応

- 両省庁にサーバを設置し、情報連携をオンライン化(令和2年度末目途)
  - ・厚生労働省は、毎日、外国人雇用状況届出情報を出入国在留管理庁に送信
  - ・出入国在留管理庁は、毎日、厚生労働省から送信された情報と出入国在留管理庁の情報を照合し、両省庁の情報が一致しない者の情報を厚生労働省に送信。また、未届が疑われる者の情報を抽出して厚生労働省に送信
  - ・厚生労働省は、ハローワークにおいて事業主に対して外国人雇用状況届出の未届等の指導を実施

より迅速かつ正確な外国人の就労状況の把握、偽装滞在者等の特定や効率的な摘発を実施することが可能となるとともに、外国人雇用状況届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握により、外国人の的確な在留管理、雇用管理を実現

# 在留管理体制の強化

## 在留管理における課題

- 技能実習生や留学生などの在留外国人数が増加する中、失踪技能実習生や除籍・退学留学生による不法就労の問題も生じている。
- 平成31年4月から、在留資格「特定技能」が新設されたところ、特定技能所属機関・登録支援機関からの各種届出情報を活用して、特定技能外国人の活動状況、支援実施状況等を的確に把握し、制度の適正な運用を確保する必要がある。
- 今後、特定技能外国人を含む外国人材の受入れはますます拡大し、その活動も多岐にわたっていくことが見込まれる。外国人の在留状況・就労状況等を迅速かつ正確に把握し、的確な在留管理を行うことはこれまで以上に重要な課題となっている。

### 在留資格「技能実習」

- 在留外国人数の推移  
平成27年末現在:192,655人 ⇒ 令和元年末現在:410,972人(113.3%の増)
- 在留資格取消件数の推移  
平成27年:7件 ⇒ 令和元年(平成31年):336件(4,700%の増)

### 在留資格「留学」

- 在留外国人数の推移  
平成27年末現在:246,679人 ⇒ 令和元年末現在:345,791人(40.2%の増)
- 在留資格取消件数の推移  
平成27年:59件 ⇒ 令和元年(平成31年):427件(623.7%の増)

### 在留資格「特定技能」

- 在留外国人数  
令和2年3月末現在:3,987人(速報値)

## 在留管理インテリジェンス・センターの設置

- 令和2年4月、特定技能外国人はもとより、技能実習生や留学生などを含めた在留外国人の管理に関する情報の収集・分析を専門的に行う在留管理インテリジェンス・センターを設置した。

### ■ センターの主な役割

- ・在留外国人に関する様々な情報を収集・分析
- ・分析結果を庁内に共有し、在留管理を支援
- ・特に、在留資格「特定技能」、「技能実習」及び「留学」に係る所属機関等や在籍者に関する分析を実施

### ■ 地方局への調査指示等

- ・分析結果に基づき、地方局に対して所属機関の調査を指示
- ・調査等が必要な「特定技能」・「技能実習」・「留学」案件を特定し、地方局に共有
- ・地方局からの結果報告を踏まえて、更なる分析を実施



## 外国人材の受入れ・共生のための 総合的対応策（改訂） （2019年12月20日閣議決定）

外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備についても、引き続き検討を行う。

## 成長戦略フォローアップ （2019年6月21日閣議決定）

〔在留管理基盤の強化〕  
外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、外国人受入れ機関単位で情報を管理・把握することを可能とするための情報基盤の整備を推進するとともに、在留管理の電子化を進める。

## 経済財政運営と改革の 基本方針2019 （2019年6月21日閣議決定）

〔在留状況・就労状況の把握〕  
在留外国人を受入れ機関別に把握するためのICT活用システムの整備等を行うとともに、届出のオンライン化を検討・推進する。

### 現状と課題

- 現在のシステムでは、外国人個人の出入国、在留及び届出等の情報を時系列で管理している。しかし、受入れ機関の情報については外国人個人の付加情報でしかなく、機関単位での届出等の情報を履歴管理することができない。
- 受入れ機関単位での外国人在籍者情報の履歴を管理できるデータベースがない。

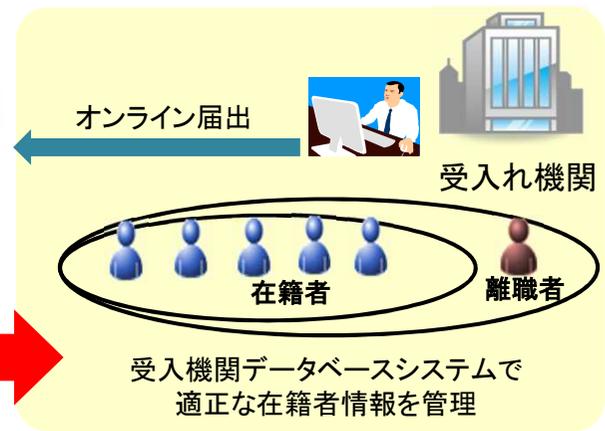
### 対応方針

#### 『受入れ機関データベースシステム』を新規に構築する。



受入れ機関単位での情報管理を行うシステムを構築することで外国人材の受入状況等を正確且つ継続的に把握する。

- 1, 受入れ機関単位での「在籍者情報」の管理
- 2, 受入れ機関情報の履歴・届出情報の管理
- 3, 届出手続のオンライン化



#### 今後のスケジュール

令和2年5月中から開発を開始し、令和4年3月末までに開発を完了する予定。

# 在留カードに係る偽変造防止対策の強化について

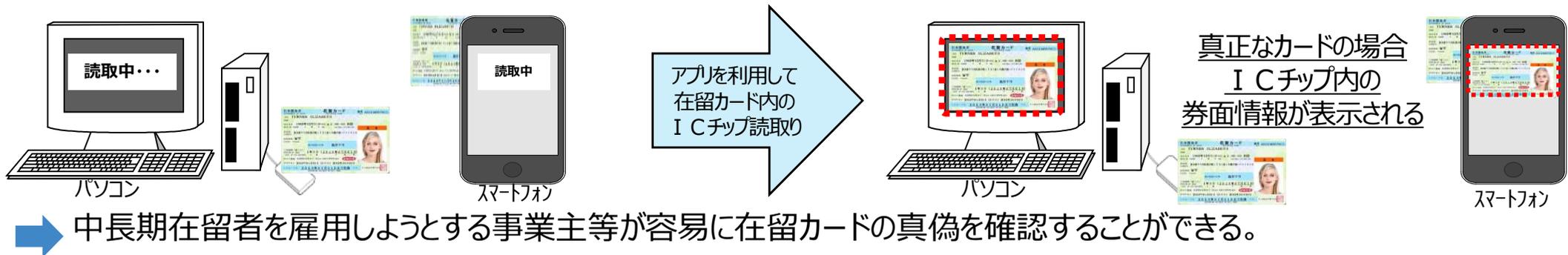
## 導入の背景

- ◆ 在留カードは、在留資格に係る申請の許可の結果として我が国に中長期間在留する者（中長期在留者）に対して交付され、我が国に中長期間滞在できる在留資格及び在留期間をもって適法に在留する者であることを証明する「証明書」としての性格を有する。
- ◆ 社会的信用性を保護する必要性が高いため、以下の偽変造防止対策を行っている。
  - ・ 在留カード券面にホログラム、UVインク、パールインク等を活用
  - ・ 在留カード内にICチップを搭載し、カードの券面情報等を格納
  - ・ 在留カード等番号失効情報照会で在留カードが失効しているかどうかの確認が可能
- ◆ 券面の偽造技術の精巧化や失効情報照会の仕組みを悪用した偽変造カード作成事案が発生するなど、これまで以上の偽変造防止対策が必要となっている。



## 対応策

- ◆ 在留カード内 ICチップ読取りアプリの開発 (対象: WindowsOS, MacOS, AndroidOS, iOS)



## 運用開始時期

令和2年中に出入国在留管理庁ホームページ等において無料配布予定。